



栃木県公報

平成30(2018)年
12月7日(金)
第3045号

目次

告 示

○予定保安林	931
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定に係る変更	932
○地籍調査の成果の認証	933
○県営土地改良事業の換地計画決定及び公告縦覧	933
○道路の供用開始	934

公 告

○行政書士の懲戒処分	934
○土地改良区役員の退任	934
○土地改良区役員の住所変更	934
○公共測量の実施	935
○同	935
○都市計画の変更の案の縦覧等	935

内水面漁場管理委員会

○漁業調整のための告示	936
-------------	-----

調 達 等 公 告

○落札者等の公示	936
----------	-----

告 示

栃木県告示第614号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30(2018)年12月7日

栃木県知事 福田 富 一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市中粟野字堂ノ入七柵2053
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市下久我字大仁田沢1830-1 (次の図に示す部分に限る。)、字萩ノ手1895から1902まで、字後裏1920

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大仁田沢1830-1 (次の図に示す部分に限る。) 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

Ⅲ

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市加園字馬越3765・字古内2557-1 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字馬越3765・字古内2557-1 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。) 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第615号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第19条の規定により指定医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第24条の規定により公示する。

平成30(2018)年12月7日

栃木県知事 福田 富一

病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
医療法人大香会みやの杜クリニック(医療法	宇都宮市陽東2丁目4-5	医療法人大香会(医療法人社団大友会)	平成30(2018)年11月5日

人 社 団 大 友 会 み や の 杜
ク リ ニ ッ ク

※表中の（ ）内は変更前のもの

（健康増進課）

栃木県告示第616号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30（2018）年12月7日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
宇都宮市	宇都宮市宝木町二丁目、駒生町の各一部	宇都宮市宝木町二丁目、駒生町の各一部（宝木Ⅳ・駒生Ⅳ地区）の地籍図及び地籍簿	平成30（2018）年11月27日
宇都宮市	宇都宮市下田原町の一部	宇都宮市下田原町の一部（下田原Ⅴ地区）の地籍図及び地籍簿	平成30（2018）年11月27日
那須塩原市	那須塩原市下中野の一部及び沼野田和の一部	那須塩原市下中野の一部及び沼野田和の一部（下中野Ⅱ地区）の地籍図及び地籍簿	平成30（2018）年11月27日
益子町	益子町大字山本の一部	益子町大字山本の一部（山本Ⅲ地区）の地籍図及び地籍簿	平成30（2018）年11月27日
益子町	益子町大字山本の一部	益子町大字山本の一部（山本Ⅳ地区）の地籍図及び地籍簿	平成30（2018）年11月27日
那珂川町	那珂川町大内の一部	那珂川町大内の一部（大内Ⅲ地区）の地籍図及び地籍簿	平成30（2018）年11月27日
那珂川町	那珂川町谷川の一部	那珂川町谷川の一部（谷川Ⅵ地区）の地籍図及び地籍簿	平成30（2018）年11月27日

（農村振興課）

栃木県告示第617号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次の地域の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、換地計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

平成30（2018）年12月7日

栃木県知事 福 田 富 一

事業名	地域名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営大室地区土地改良（区画整理）事業	大室地区	平成30（2018）年12月10日から平成31（2019）年1月11日まで	平成31（2019）年1月28日	上都賀農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第618号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年12月7日から平成31（2019）年1月7日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年12月7日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道408号	宇都宮市板戸町4150-1から 宇都宮市板戸町2261-1まで	平成30（2018）年 12月7日

(道路保全課)

公 告

○行政書士の懲戒処分

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の規定による処分をしたので、同法第14条の5の規定により次のとおり公告する。

平成30（2018）年12月7日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 処分をした年月日
平成30（2018）年11月30日
- 2 処分を受けた行政書士
 - (1) 氏名 浅野 貴之
 - (2) 事務所の名称 浅野貴之行政書士事務所
 - (3) 事務所の所在地 栃木市岩舟町曲ヶ島952番地1
 - (4) 登録番号 第15121586号
- 3 処分の内容
戒告

(文書学事課)

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30（2018）年12月7日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
塩 山 土地改良区	理 事	塚原 真行		鹿沼市塩山町701-3	平成30 (2018). 8.25	

○土地改良区役員の住所変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について住所変更の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30（2018）年12月7日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	氏 名	変 更 前 住 所	変 更 後 住 所
塩 山 土地改良区	理 事	金田 一芳	鹿沼市塩山町1046	鹿沼市塩山町867-18

(農地整備課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、那須烏山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年12月7日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ計測）
- 2 作業地域
那須烏山市内
- 3 作業期間
平成30（2018）年10月25日から平成31（2019）年2月22日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、足利市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年12月7日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業地域
足利市全域
- 3 作業期間
平成30（2018）年12月1日から平成31（2019）年3月22日まで

(監理課)

○都市計画の変更の案の縦覧等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成30（2018）年12月7日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 都市計画の種類及び名称
宇都宮都市計画道路1・5・1号大谷スマートインターチェンジ上り線、1・5・2号大谷スマートインターチェンジ下り線及び3・2・101号大通り

- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
宇都宮市宝木町2丁目及び駒生町の各一部
- 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、栃木県宇都宮土木事務所企画調査部企画調査課及び宇都宮市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成30 (2018) 年12月7日から同月21日まで

(都市計画課)

内水面漁場管理委員会

栃木県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成30 (2018) 年12月7日

栃木県内水面漁場管理委員会会長 服 部 公 一

- 1 指示の内容
オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュを採捕した者は、これらを採捕した区域に放してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究に供する場合は、この限りでない。
- 2 指示の区域
栃木県全域
- 3 指示の期間
平成31 (2019) 年1月1日から平成34 (2022) 年12月31日まで

調 達 等 公 告

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成30 (2018) 年12月7日

栃木県下水道管理事務所長 橋 本 優

〔掲載順序〕

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

- 1 ①栃木県下水道資源化工場で使用する重油(JIS K 2205 1種1号)第8回目 購入見込数量220kl ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成30 (2018) 年10月18日 ⑤両毛丸善株式会社 栃木県足利市問屋町1535-12 ⑥83.052円(1ℓ単価) ⑦一般競争入札 ⑧平成30 (2018) 年1月16日 ⑨最低価格
- 2 ①栃木県下水道資源化工場で使用する重油(JIS K 2205 1種1号)第9回目 購入見込数量220kl ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成30 (2018) 年11月22日 ⑤カメイ株式会社宇都宮支店 栃木県宇都宮市泉が丘5-7-14 ⑥71.496円(1ℓ単価) ⑦一般競争入札 ⑧平成30 (2018) 年1月16日 ⑨最低価格

（会計局会計管理課）